避難所運営支援計画

1　避難所運営支援の流れと基本対応

甚　大　な　災　害　（予兆・発生）

STEP　1　児童生徒等の安全確保
STEP　2　避　　難
STEP　3　避難後の児童生徒等の安全確認
STEP　4　避難した後の学校の対応
（STEP　5　児童生徒等の引き渡し）

地域住民等が自主的に避難

市から依頼により避難所の開設

市災害対策本部から職員派遣

教職員の誘導
安全確認

地域住民等が避難

発災後１日目　　避難所の開設

災害発生後　避難所の開設

ア　避難所開設の報告

- 児童生徒引き渡し
- 未引取り者対応
- 教職員の安否確認
- 施設設備の被害状況把握
- 教育委員会報告

事前協議に沿って学校災害対策本部（避難所支援班）・自主防災組織等からなる**応急的な避難所運営組織**を設置する。
①体育館・校舎等の安全確認
②ライフライン・トイレ・情報通信の状況確認
③居住箇所，共有箇所，学校占有箇所の確認
④避難者居住スペース等の確保
　避難所運営委員会の組織の設置を支援する。
⑤避難所開設の報告
⑥避難者に今後の進め方等を説明し，冷静な対応を呼びかける。
⑦元気な住民には積極的に協力を求める。

イ　避難者の受入

①受付を設置する。
②避難者を受付へ誘導し，名簿等を記入・集計する。
③避難者名簿から避難者一覧表を作成する。
④負傷者・要配慮者への対応を開始する。
⑤居住グループを編成し避難者を誘導する。
⑥設備，備蓄品を確認する。
⑦随時，市災害対策本部等と連絡・相談する。

発災後　1日目

ウ　避難所運営会議の開催

①避難所運営会議を開催し，状況把握と運営方針を決定する。（議事録の作成）
②被災状況，各活動班の活動，不足物資の状況を把握する。
③市災害対策本部等と連絡を密にする。
④避難者に対して避難所での生活ルールを説明する。

エ　物資の確保

- 教職員の参集体制確認
- 避難児童生徒の状況確認

①ライフラインの状況把握
②自家発電機器，燃料，食料・毛布等が確保されているか確認する。
③必要な医薬品・衛生物資の調査
④校舎の水洗トイレ状況把握（使用不可の掲示・対応）
⑤し尿の対応（回収・消毒・衛生管理）
⑥救援物資のリストアップ
⑦市災害対策本部等へ救援物資の配給を依頼する。

発災後 1日目

オ　物資の受入・配給

①救援物資の保管・配布場所を確認（受入準備）する。
②救援物資の到着時には，受取りを避難者の協力者と行う。
③食料・物資の仕分け・分配（事前のルールに従って実施）
④負傷者・要配慮者への配慮

カ　情報の収集と提供・避難所の警備

①市対策本部等と被害状況，安否確認，救援物資等について情報収集と提供を行う。
②運営本部から避難者に情報提供する。
③避難所内・周辺地域の防犯巡視（必要に応じて）
④避難所の治安維持（子供・女性・高齢者への配慮）

発災後２～３日目　　運営体制の整備

発災後 2～3日目

キ　避難所運営の支援

・児童生徒の安否確認
・学校再開準備班の設置

・避難所内の児童生徒等の心のケア
・避難者への対応(避難者の入退所の把握)
・避難所運営組織の拡大（居住者に各活動班へ協力依頼)
・避難所運営会議の開催（①～⑤は議題例）
①避難所生活ルールと衛生・治安・防犯対策について
※避難者の各居住班から会議に参加
②施設の安全確保等について（危険箇所への対応，施設利用スペースの確保）
③居住スペースの見通し，ゴミ等衛生面の注意喚起について
④安否・支援サービス等の情報について（掲示板の設置）
⑤市災害対策本部等からの指示について

ク　ボランティア対応

①必要な作業内容を把握・整理する。(ボランティアセンターに要請)
②受付を設置し，ボランティアの希望・技能を考慮して配置する。
③ボランティア名簿を作成し，参集・退去等を管理する。
④資材置き場，休憩場所等を設置する。
⑤進捗状況からボランティアセンターと派遣人数を協議する。

発災後４～７日目　　本格的な避難所運営組織へ移行

発災後 4～7日目

ケ　運営主体を自治的な避難所運営委員会へ移行

・応急教育Ｉの実施
・児童生徒の被害調査

・教職員，市職員主導による応急的な避難所運営組織から，市職員・避難者自治組織を中心とした「避難所運営委員会」による運営に移行する。
・教職員は，各活動班の業務を引継ぎ，サポート役として段階的に人員縮小する。(学校再開班に配置)
・避難所運営会議は，避難者を中心とした構成に移行する。
・避難所運営委員会を通して今後の学校再開に協力を求める。
・避難所の整理統合の状況に応じて支援体制を検討する。

安定期～撤収期　　速やかに教育活動の再開に向けて準備活動を行う